

改正

平成26年6月25日規則第6号

令和8年3月31日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、美しい東川の風景を守り育てる条例（平成14年東川町条例第1号。以下「条例」という。）及び景観法（平成16年法律第110号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(景観計画の軽微な変更)

第2条 条例第9条の2第6項に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる事項以外の変更をいう。

- (1) 良好な景観形成の方針に関する事項
- (2) 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(指導員)

第3条 条例第15条に規定する指導員は、10名以内とする。

2 指導員の委嘱期間は2年とする。ただし、補欠指導員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(回収容器)

第4条 条例第20条第1項に規定する回収容器は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 回収容器は、周囲の美観に配慮したもので、安定性があり、かつ、容易に破損しないものであること。
- (2) 回収容器の見やすい部分に飲料容器を回収するための容器である旨の表示をしてあること。
- (3) 回収容器の設置場所は、利用しやすい場所で、かつ、通行人の往来の支障とならない場所であること。

(廃棄物の適正管理に関する勧告及び命令)

第5条 条例第24条第1項に規定する勧告は、回収容器設置廃棄物焼却禁止勧告書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第24条第2項に規定する命令は、回収容器設置廃棄物焼却禁止命令書（様式第2号）により行うものとする。

(管理不良状態)

第6条 条例第25条第4号アに規定する草木が繁茂している状態とは、高さがおおむね、50センチメートル以上の草木が200平方メートル以上の面積で群生していることをいう。ただし、美しい風景づくりのために町長が特に認めたときは、この限りでない。

(あっせん)

第7条 条例第27条に規定するあっせんを受けようとする者は、あっせん申込書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(勧告及び命令)

第8条 条例第29条第1項に規定する勧告は、空き地、空き家管理不良状態勧告書（様式第4号）により行うものとする。

2 条例第29条第2項に規定する命令は、空き地、空き家管理不良状態命令書（様式第5号）により行うものとする。

(代執行)

第9条 条例第31条に規定する代執行は、20日以内の履行期間を定めた、管理不良状態の要因の除去命令履行戒告書（様式第6号）を送付し、指定の期限までにその義務を履行しない当該所有者等に対し、代執行令書（様式第7号）により通知し行うものとする。

(執行責任者)

第10条 町長は、条例第31条に規定する代執行を行うときは、あらかじめ執行責任者を任命し、その執行にあたらせるものとする。

2 前項で規定する執行責任者は、その執行にあたっては、執行責任者証（様式第8号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(費用の徴収)

第11条 町長は、条例第31条に規定する代執行に要した費用を、特別な場合を除き、当該空地又は空

き家の所有者等から徴収するものとする。

## 第12条 削除

(有害物質使用事業者の届出)

第13条 条例第49条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 有害物質使用事業場を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 有害物質使用事業場の名称及び所在地
- (3) 有害物質使用事業場の業種及び事業の概要
- (4) 製造し、使用し、又は処理する有害物質の種類及び名称
- (5) 有害物質の使用、処理、保管及び処分の方法
- (6) 有害物質による水、土壌、大気の汚染防止対策
- (7) その他町長が必要と認める事項

2 条例第49条第1項の規定による届出は、設置工事に着手する日の30日前までに行うものとする。

(地下工事実施の届出)

第14条 条例第53条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地下工事をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 地下工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (3) 地下工事実施場所
- (4) 地下工事の目的
- (5) 全工事期間及び地下工事期間
- (6) 地下工事の工法及び図面
- (7) 地下水保全対策の概要
- (8) その他町長が必要と認める事項

2 条例第53条第1項の規定による届出は、建築確認申請その他法令に基づく申請、届出等までに行うものとする。

(地下工事着手前の地下水の把握)

第15条 条例第54条第1項の規定による地下水の状況を把握する場所は、原則として、地下水に影響を及ぼすおそれのある区域(地下工事実施場所を含む。)の中で2箇所以上の場所とする。

2 前項の地下水の状況を把握する事項は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表に掲げる全ての項目及び水位とする。

3 前項の規定にかかわらず、町長が不要と認めた項目は省略することができるものとし、水質基準に関する省令の表に記載されていない項目であっても、地下水の汚濁が懸念される項目についても把握に努めるものとする。

4 前2項の規定により把握した地下水の状況は、地下工事着手前に町長に報告するものとする。

(地下工事施工中の調査)

第16条 条例第55条の規定による地下水の調査は、原則として隔週ごとに行うものとし、その調査項目は前条第2項に定める項目及び地下工事に使用される資材等によって地下水の汚濁が懸念される項目とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により省略した項目は、前項の調査においても省略することができるものとする。

3 地下工事をしている者は、条例第55条の規定により地下水の調査のため採水の時点で汚濁のおそれ及び水位の低下があると認める場合は、速やかに町長に報告し、対応を協議するものとする。

(井戸設置等の許可申請等)

第17条 条例第59条第2項に規定する申請は、井戸設置(変更)許可申請書(様式第9号)により行うものとする。

2 前項の申請書には、井戸の設置場所を示す図面及び実施計画図面、その他町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 条例第59条第3項に規定する通知は、井戸設置許可(不許可)通知書(様式第10号)により行うものとする。

(井戸の影響調査)

第18条 条例第60条第1項に規定する影響調査は、原則として試験井戸により揚水量を把握すること。  
2 条例第60条第1項ただし書に規定する調査を省略できる場合とは、当該井戸の採取量が隣接する既設井戸の採取量のおおむね2分の1以下、又は、隣接する既設井戸がない場合は日最大採取量が10立方メートル以下の井戸とする。

(井戸設置の住民等説明)

第19条 条例第60条第2項の規定により周辺住民等に対し、影響調査の結果等について説明を行った者は、次の事項を記録しておかなければならない。

- (1) 説明を行った日時及び場所
- (2) 説明を行った相手方とその人数
- (3) 説明を行ったときに住民から出されて意見等
- (4) その他井戸の設置に関する事項

(着手届)

第20条 第17条第3項に規定する許可の通知を受けた井戸設置者が当該工事に着手したときは、工事着手の日から14日以内に、井戸設置着工届(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(完了届)

第21条 条例第62条の規定による届出は、井戸設置完了届(様式第12号)によるものとする。

2 前項の届出には、井戸の構造を示す図面その他町長が必要とする書類を添付しなければならない。

(氏名変更等の届出)

第22条 条例第62条の規定により届出をした井戸設置者が、その氏名、名称及び住所に変更のあったときは、遅滞なく、井戸設置氏名等変更届(様式第13号)により町長に届け出なければならない。

(許可の失効)

第23条 井戸設置者は、条例第66条の規定により、当該井戸に係る効力を失った場合は、井戸廃止届(様式第14号)により町長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第24条 条例第67条に規定する許可の取消しは、井戸設置(変更)許可取消書(様式第15号)により行うものとする。

(違反者に対する勧告)

第25条 条例第68条第1項に規定する勧告は、井戸設置等に関する勧告書(様式第16号)により行うものとする。

(違反者の公表)

第26条 条例第69条第1項に規定する公表は、次に掲げる事項を東川町公告式条例(昭和25年東川町条例第10号)第2条第2項に規定する掲示場及び井戸設置場所に掲示して行うものとする。

- (1) 井戸設置者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 井戸設置者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 井戸設置場所
- (4) 条例に違反する内容
- (5) 勧告の内容

(違反者に対する命令)

第27条 条例第70条に規定する命令は、井戸設置等に関する命令書(様式第17号)により行うものとする。

(機能点検の頻度)

第28条 条例第72条第1項及び第2項に規定する機能点検の頻度は、1年間に4回以上とする。

(飲用水の水質検査)

第29条 条例第75条第1項に規定する水質検査は、北海道飲用井戸等衛生対策要領(平成元年5月1日施行)に基づき行うものとする。

(適用除外)

第30条 条例第78条第2号に規定する公共目的を有する法人は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 東川町土地開発公社
- (2) 株式会社東川振興公社
- (3) 北海道電力株式会社

- 2 条例第78条第3号に規定するその他規則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 災害のために応急措置として行う者
  - (2) その他町長が地下水の保全及び適正採取に影響を及ぼさないと認められる行為を行う者  
(景観形成重点地区)

第31条 条例第83条に規定する景観形成重点地区を指定するときは、あらかじめ条例第112条に定める美しい東川の風景を守り育てる審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くこととする。

- 2 条例第83条第2項に規定する事前協議は、行為をしようとする60日以上前に、行為の計画概要や設計方針等を明確に示す書類を添えて行うものとする。
- 3 景観形成重点地区に、屋外広告物を設置するときは、次の基準によるものとする。
- (1) 設置数は、1事業者1基以内で事業地内の設置を原則とする。
  - (2) 形態意匠は、周囲の景観と調和のとれたものとする。
  - (3) 色彩は、素材色を尊重し原色は使用せず、動光及び点滅するものは用いない。
  - (4) 高さ4メートル以内で、表示面積の合計は3.0平方メートル以内とする。
  - (5) 極力木彫看板を用いることとする。
- (東川遺産)

第32条 条例第84条に規定する東川遺産を指定するときは、あらかじめ審議会の意見を聴くこととする。

- 2 東川遺産に指定されたものの現状を変更しようとする所有者は、あらかじめその計画について、町長と協議しなければならない。
- (景観協定の認可申請)

第33条 景観法第81条第4項の景観協定認可申請、景観法第84条の景観協定の変更認可申請及び景観法第88条の景観協定の廃止認可申請は、景観協定（変更・廃止）認可申請書（様式第18号）により行うものとする。

- 2 前項の認可の通知は、景観協定（変更・廃止）認可通知書（様式第19号）により行い、不認可の通知は、景観協定（変更・廃止）不認可通知書（様式第20号）により行うものとする。
- (東川風住宅設計指針)

第34条 条例第89条に規定する東川風住宅設計指針（以下「指針」という。）は、町民の美しい住宅地づくりに関して必要な事項を定めるものとする。

- 2 指針の策定又はその変更に関しては、必要に応じて審議会の意見を聴くものとする。
- 3 指針を遵守する住宅計画における助成措置は、別に要綱で定める。
- (景観計画区域内における行為の届出)

第35条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第1項及び条例第90条に規定する届出は、景観計画区域内行為（変更）届出書（様式第21号）に別表に掲げる書類等を添付し行うものとする。

(景観計画区域内における行為の変更の届出)

第36条 景観法第16条第2項の規定による変更の届出は、前条に規定する届出書に別表に掲げる書類等の内、当該変更に係るものを添えて行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、同項に規定する書類等の必要がないと認めるときは、これを省略させることができるものとする。
- (条例で定める行為)

第37条 条例第90条第2項に定める届出を要する行為の基準は次のとおりとする。

- (1) 屋外における土石・廃棄物・再生資源等の物件の堆積で高さ3メートル以上、面積200平方メートル以上で期間が30日以上を行う
- (2) 土地の形質の変更(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為は除く。)でその面積が1,000平方メートル以上の行為
- (3) 公有林及び地域森林計画対象民有林以外の面積50平方メートル以上の樹林地及び並木の皆伐行為

(景観重要構造物の標識)

第38条 景観法第21条第2項の標識は、景観重要構造物の指定（様式第22号）によるものとする。

(景観重要樹木の標識)

第39条 景観法第30条第2項の標識は、景観重要樹木の指定（様式第23号）によるものとする。

（開発事業の協議）

第40条 条例第97条の規定により協議を行おうとする者は、次の各号に掲げる開発事業協議書（以下「協議書」という。）のいずれかにより、協議を行うものとする。

- （1） 条例第97条第1号に該当する開発事業を行おうとする者にあつては、開発事業（土地の区画形質変更）協議書（様式第24号）
- （2） 同条第2号に該当する開発事業を行おうとする者にあつては、開発事業（土地の分割販売）協議書（様式第25号）
- （3） 同条第3号に該当する開発事業を行おうとする者にあつては、開発事業（指定事業場）協議書（様式第26号）

2 前項で規定する協議書には、条例第99条の規定による、関係住民同意書（様式第27号）のほか、町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（協議の開始及び終了）

第41条 条例第97条で定める開発事業の協議は、当該開発事業を行おうとする者が前条で規定する協議書を町長に提出したときに開始されるものとし、町長が条例第103条の規定により同意又は不同意の決定を通知したときに終了するものとする。

（区画形質の変更）

第42条 条例第97条第1号の土地の区画形質の変更とは、切土、盛土又は整地等の造成工事により土地に対して物理力を行使する行為で、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- （1） 切土をする行為であつて、当該切土の高さが30センチメートルを超えるもの
  - （2） 盛土をする行為であつて、当該盛土の高さが30センチメートルを超えるもの
  - （3） 切盛土をする行為であつて、当該切盛土の合計の高さが30センチメートルを超えるもの
- （指定事業場）

第43条 条例第97条第3号の規定による指定事業場は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条に規定する施設）
- （2） 砂利採取場（砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条に規定する施設）
- （3） 岩石採取場（採石法（昭和25年法律第291号）第33条に規定する施設）
- （4） コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント（碎石場等）、危険物の貯蔵または処理に供する工作物（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する第1種特定工作物）
- （5） パチンコ店、ゲームセンター等の遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下「風俗営業法」という。）第2条第1項第7号又は8号に規定する営業を行う施設）
- （6） もっぱら異性を同伴する客の宿泊施設（風俗営業法第2条第6項第4号に規定する営業を行う施設）
- （7） 競輪の場外車券売場（自転車競技法（昭和23年法律第209号）第4条に規定する車券の販売等を行う施設）
- （8） 競馬の場外勝馬投票券の発売所（競馬法施行令（昭和23年政令第242号）第2条に規定する場外設備）
- （9） 競艇の場外勝舟投票券の発売所（モーターボート競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号）第1条第2項に規定する場外発売所）
- （10） オートレースの場外勝車投票券の発売所（小型自動車競走法施行規則（昭和25年通商産業省令第46号）第1条第3項に規定する場外車券売場）
- （11） 畜舎（飼育規模が鶏1,000羽以上、牛、豚又はこれらに類する家畜が20頭以上のもの）
- （12） ゴルフ練習場
- （13） 再生可能エネルギー発電事業場（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその付帯設備（送電に係る電柱、建築物の屋根、外壁または屋上に設置するものを除く。）で、かつ発電出力が10キロワット以上のものをいう。）

(14) その他町長が特に環境に影響があると認めるもの

(開発事業の事前申し出)

第44条 条例第98条第1項の規定により開発事業の公表を行おうとする者は、あらかじめ当該開発事業の内容について町長に申し出るものとする。

(開発事業公開の標識)

第45条 条例第98条第1項の規定による標識は、事業計画のお知らせ(様式第28号)によるものとする。

2 前項で規定する標識は、条例第99条の規定により関係住民等の同意を得ようとする10日前までに設置し、開発事業が終了する日まで行うものとする。

(同意に係る関係住民等)

第46条 条例第99条の規定による関係住民等は、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 開発事業予定敷地に隣接する土地及び建築物の所有者並びに占有者

(2) 開発事業予定地から排出される排水の第1次放流先の管理者

(3) 指定事業場の開発事業は、当該予定地周辺500メートル以内に居住する者(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。)ただし、規則第43条第1号に定める指定事業場にあつては、1,000メートル以内に居住する者

(同意に係る関係住民等の特例)

第47条 条例第99条ただし書の規定による同意が必要であることの例外は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 関係住民等が当該事業に係る協議において、不同意の理由を明らかにしないとき。

(2) 関係住民等の不同意の理由が環境問題に関係していないと明らかに認められるとき。

(3) 関係住民等が長期不在等の理由により、同意を得ることが困難と認められるとき。

(4) その他町長がやむを得ないと認めるとき。

(審査の基準)

第48条 条例第100条第1項の規定による審査基準は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 土地利用に関する事項

ア 開発事業の区域が、町の土地利用計画に適合していること。

(2) 街区等に関する事項

ア 開発事業の区域が東川町都市計画区域である場合、その都市計画に適合していること。

イ 街区は、予想される建築物により、開発事業の区域の地形、形状、規模、日照、風向並びに建築物の高さ、宅地規模を考慮して定めてあること。

ウ 戸建住宅の最小敷地規模は、宅地の細分化を避けるため200平方メートル以上であること。

(3) 道路に関する事項

ア 開発事業区域内に道路の新設又は改良の計画路線があるときは、その計画に適合させて道路が整備されていること。

イ 開発事業区域内の主要な道路は、開発事業区域外の相当規模の道路に接続されていること。この場合、接続道路は、原則開発事業者の負担において整備されているものとする。

(4) 公園等に関する事項

ア 住環境の向上のため適切な規模の公園、緑地又は広場を設置し、その設置計画にあたっては誘致距離を考慮し、有効な利用が計られるよう整備されていること。

イ 住宅の建築の用に供する目的で行う3,000平方メートル以上の開発事業にあつては、原則として公園、緑地又は広場の面積の合計が当該開発事業に係る面積の6パーセント以上であること。この場合、公園は3パーセント以上確保すること。ただし、都市計画法第29条第2項の規定による開発行為についてはこの限りではない。

ウ 住宅の建築の用に供する目的以外で行う開発事業にあつては、原則として、樹木及び芝地等でおおわれた土地の面積が当該開発事業に係る面積の20パーセント以上であること。ただし、ゴルフ場、スキー場又は遊園地等他の法令に定めがある場合には適用しない。

(5) 消防水利に関する事項

ア 開発事業区域内に、住民の財産を火災から保護するための消防施設が整備されていること。ただし、開発事業区域外の既存消防施設が有効に利用できる場合はこの限りではない。

- イ 開発事業区域内に設ける消防施設が、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による消防に必要な水利の基準に適合するよう設置されていること。
- (6) 排水施設に関する事項
- ア 排水路その他排水施設が、開発事業区域の雨水を有効に排水するとともに、その排水によって開発区域及びその周辺地域に溢水等による被害が生じないように設計し、整備されていること。
- イ 開発事業区域が公共下水道の認可区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条の規定により国土交通大臣の認可を受けた区域をいう。）内であるときは、その計画に適合した排水設備が設置されていること。
- (7) 給水施設に関する事項
- ア 開発事業区域が東川町中央地区簡易水道事業（以下「水道事業」という。）区域内であるときは、これにより給水を受けていること。ただし、水道事業の給水開始前にあつては、町長と事前に協議を行うものとする。
- イ 開発事業区域が水道事業区域外であるときは、開発事業の目的、規模、地形、予定建築物の用途等を勘案して、想定される水需要を満たしていること。
- (8) 防災に関する事項
- ア 開発事業の土地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水の恐れが多い土地等であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全な措置が講じられていること。
- イ 開発事業区域及びその周辺の土地の地形、地表等の状況を勘案して、当該開発事業により多量の土砂の流失が予想されるときは、下流流域に対する災害を防止するための土砂流失防止施設が設けられていること。
- (9) 森林の保存等に関する事項
- ア 開発事業の目的及び次に掲げる事項を勘案して、当該開発事業の区域における植物の生育を確保する上で必要な樹木の保護、表土の保全その他必要な措置が講じられていること。
- (i) 開発事業区域の規模、形状及び周辺の状況
- (ii) 開発事業区域内の土地の地形及び地盤の性質
- イ 開発事業区域内で、次のいずれかに該当する個所があるときは、当該個所に樹林地が残されていること。
- (i) 崩壊又は地すべりのおそれのある個所
- (ii) 傾斜度が25度以上の個所であつて、その斜面がおおむね25メートル以上連続するもの
- (iii) 植生の回復が困難な樹林地
- ウ 水源地及び湧水地等の周囲には、適切に樹林地が残されていること。
- エ 開発事業区域内における無立木地のうち必要があるものについては、植樹その他植生の回復に必要な植栽等が計画的に講じられていること。
- (10) 樹木の保存に関する事項
- ア 開発事業区域が森林法（昭和26年法律第249号）に定める地域森林計画の対象民有林地以外で、次のいずれかに該当するときは、その存する土地を公園又は緑地として保存しなければならない。ただし、開発事業の目的等を勘案の上やむを得ないと認められるときはこの限りではない。
- (i) 高さが10メートル以上の健全な樹木
- (ii) 高さが5メートル以上でその面積が100平方メートル以上の樹木の集団
- (11) 緩衝帯の設置に関する事項
- ア 工場用地及び資材置場の造成を目的とする開発事業にあつては、当該地域及び周辺の地域の環境を保全するため、予定建築物の用途、周辺の状況を考慮し、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯等の緩衝帯が設けられていること。
- イ 前号の開発事業区域が道道旭川旭岳温泉線に接するときは、その接する緩衝帯の幅員が20メートル程度となっていること。
- (12) 景観に関する配慮事項
- ア 自然景観に調和した樹木をみだりに伐採しないよう努められていること。
- イ 土地の区画形質を変更するとき又は建築物その他工作物を新築し、改築し、若しくは増築するときにあつては、それぞれの行為の態様に応じ、原地形を極力生かした工法を採用するよう努められていること。

- ウ 建築物その他工作物の位置、色彩、意匠及び形態が、周囲のまちなみ及び自然景観に調和するよう努められていること。
- エ 現存する自然度の高い植生や貴重な単独樹木等が、できる限り保存又は移植して活用するよう努められていること。
- オ 住宅地の造成において、街路樹を設置しない道路を設置するときにあつては、当該道路に沿った宅地内に街路樹の代替となるような植樹に努められていること。
- カ 開発事業により斜面や尾根等の稜線などの自然景観が乱されることのないよう努められていること。
- キ 植樹にあつては、地域の植生を乱すことのないよう配慮し、野鳥等の食餌樹木の植栽に努められていること。
- ク 樹木等の植栽にあつては、将来高木及び低木等が一体となる多層林又は広葉樹及び針葉樹の混交林の形成に努められていること。

(13) 費用負担に関する事項

- ア 開発事業に要する費用が開発事業者の負担となっていること。ただし、公共施設の設置に要した費用の負担については、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(14) 関係法令等への配慮に関する事項

- ア 関係法令、国のガイドライン等に遵守していること。

2 前項各号に規定する基準の運用について必要な細目は別に定める。

(協議結果の通知)

第49条 条例第103条第1項の規定による開発事業の協議に関する同意又は不同意の通知は、開発事業協議結果通知書（様式第29号）により行うものとする。

(工事着手届等)

第50条 条例第104条の規定による届け出は、次の各号により行うものとする。

- (1) 開発事業に着手したときは、開発事業着手届（様式第30号）
- (2) 開発事業が完了したときは、開発事業完了届（様式第31号）
- (3) 開発事業を廃止したときは、開発事業廃止届（様式第32号）

(完了検査書)

第51条 条例第105条第4項の規定による通知は、開発事業完了検査書（様式第33号）により行うものとする。

(勧告)

第52条 条例第107条第1項に規定する勧告は、開発事業に関する勧告書（様式第34号）により行うものとする。

(違反者の公表)

第53条 条例第108条第1項に規定する公表は、次の各号に掲げる事項を東川町公告式条例（昭和25年東川町条例第10号）第2条第2項に規定する掲示場及び開発事業の場所に掲示して行うものとする。

- (1) 開発事業者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 開発事業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (3) 開発事業の場所
- (4) 条例に違反する内容

(命令)

第54条 条例第109条に規定する命令は、開発事業に関する命令書（様式第35号）により行うものとする。

(適用除外)

第55条 条例第110条第2号に規定する公共目的を有する法人は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 北海道住宅供給公社
- (2) 東川町土地開発公社
- (3) 株式会社東川振興公社
- (4) 北海道電力株式会社

2 条例第110条第3号に規定するその他規則に定める開発事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 非常災害のため応急措置として行う開発事業
- (2) 通常の管理行為又は軽易な行為としての開発事業
- (3) その他町長が、良好な自然環境の保全と快適な生活環境の確保に影響を及ぼすおそれがないと認める開発事業

(専門部会)

第56条 条例第117条の規定による専門部会の委員は、審議会で決定する。

2 専門部会は、必要な調査及び審議が終了したときは解散するものとする。

(部会長及び副部会長)

第57条 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長の選任については、条例第115条の規定を準用する。

3 専門部会の招集は部会長が招集するものとし、会議については条例第116条の規定を準用し行う。

4 部会長は、専門部会の調査及び審議に係る経緯を審議会に報告するものとする。

(助成)

第58条 条例第120条で規定する助成を受けようとする者は、町長が必要とする書類を添えて補助金等の交付申請を行うものとする。

2 補助金等の交付申請の手続きは、東川町補助金等交付規則（昭和58年東川町規則第5号）及び、補助金交付基準に関する規則（平成13年東川町規則第9号）によるものとする。

3 その他助成について必要な事項は要綱で定める。

(身分証明)

第59条 条例第121条第3項で規定する身分を証する書面は、立入調査員証（様式第36号）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成23年6月27日から適用する。

附 則（平成26年6月25日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月31日規則第6号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第35条、第36条関係）

届出行為	添付すべき書類	
	種類	備考
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観に係る修繕若しくは模様替	敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示する図面（付近見取図）	
	敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図）	
	建築物の色彩が施された2面以上（各面）の立面図	露出する建築設備及び各部分の仕上げを記載すること。
	外構平面図	植栽は木竹名を記載すること
	敷地及びその周辺の現況カラー写真	2方向以上から撮影したもの
建築物の屋根若しくは外壁の色彩の変更	敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示する図面（付近見取図）	
	敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図）	
	色彩が施された、変更部分の立面図	露出する建築設備及び各部分の仕上げを記載すること。
	敷地及びその周辺の現況カラー写真	2方向以上から撮影したもの
工作物の新設、増設、改築、移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替	敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示する図面（付近見取図）	
	敷地の位置及び敷地周辺の写真	
	敷地内における工作物の位置を表示する図面（配置図）	
	工作物の色彩が施された2面以上（各面）の立面図	各部分の仕上げを記載すること。
	行為地及びその周辺の現況カラー写真	2方向以上から撮影したもの
工作物の外観の色彩の変更	敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示する図面（付近見取図）	各部分の仕上げを記載すること
	敷地内における工作物の位置を表示する図面（配置図）	
	色彩が施された、変更部分の立面図	
	行為地及びその周辺の現況カラー写真	2方向以上から撮影したもの
土地の形質の変更	敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示する図面（付近見取図）	
	平面図	変更前、変更後の土地の形状が判断できるよう記載すること。
	断面図	
	法面断面図	変更前、変更後の土地の形状が判断できるよう記載し、併せて法面処理材料を記載すること。
	植栽計画図	木竹名を記載すること
	行為地及びその周辺の現況カラー写真	2方向以上から撮影したもの
屋外における土砂、廃棄物、再生資源等の堆積	敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示する図面（付近見取図）	

	植栽計画図	木竹名を記載すること。
	行為地及びその周辺の現況カラー写真	2方向以上から撮影したもの
	行為地及びその周辺の現況カラー写真	2方向以上から撮影したもの

備考

外構平面図とは、門、垣、柵、塀、植栽、敷地内通路等の敷地内の外部構成を記載した図面をいう。